公益社団法人京都府介護支援専門員会　委員会規則

（目的）
第１条　本規則は公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という）定款第５３条に基づき設置される委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類）
第２条　委員会の種類は、別表のとおりとする。
２　委員会の種類は、必要に応じて理事会承認を経て改定することができる。

（委員会の任務）
第３条　委員会は、次に掲げる事項を任務とする。
２　前条の委員会に関する事業実行、推進のために必要な方策を企画立案し、事業計画書にて、理事会の承認を求めること。
３　前項のほか、委員会の事業に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べること。
４　本条第２項の遂行に関し、理事会に結果又は経過を報告すること。

（委員会の構成及び委員）
第４条　委員会の構成及び委員は次のとおりとする。
２　委員会は、以下の者をもって構成し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
（１）担当理事
（２）会員
（３）学識経験者
（４）理事会で承認した者
３　委員の任期は理事の任期と同一とする。
４　委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会には、委員長１名、及び必要に応じ副委員長２名以内を置くこととし、委員の中から互選により選任する。
２　委員長は、会議の議長となり、会務を統括する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
４　委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により、他の委員がその職務を代行する。

（会議）
第６条　委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ、担当理事と委員長が協議の上、委員長が随時招集する。
２　会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意思を表明した委員は、出席者とみなす。
４　委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。
５　委員長は必要があると認めるときは、会議の招集を行なわず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
６　委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び決議に加わることができない。
７　委員長は、適当と認める者に対して、オブザーバーとして会議への出席を求め、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（議事録）
第７条　委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成し、理事会において、承認を受けなければならない。

（細則）
第８条　委員会は、理事会の承認を得て、各委員会に関する諸規程の案を作成することができる。

（事務局）
第９条　事務局は、当法人の事務局の職員若干名をもって運営する。
２　事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。

（改廃）
第１０条　本規則の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附　　則
この規則は、平成２２年６月２６日制定し、平成２２年６月２７日から施行する。
平成２３年４月２７日一部改正
平成２９年７月１３日一部改正
令和元年７月３日一部改正
令和３年７月５日一部改正し、令和３年６月２４日から施行する。

別表
常置委員会
（１）総務委員会
（２）組織・会員委員会
（３）倫理委員会
（４）広報委員会
（５）認定調査委員会
（６）災害対策委員会
（７）法定研修委員会
（８）教育・研究委員会
（９）第三者評価委員会
（10）ケアマネジメント委員会
特別委員会
（１）介護報酬改定対応委員会
独立委員会
（１）選挙管理委員会